

14. 手当・年金・共済など

(1) 特別障害者手当

■内容

日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上の方に支給されます。

◎支給額：月28,840円（5・8・11・2月に支給）

■対象者

- ①下記ア2つ以上、②ア1つかつア以外でイ2つ以上、③肢体不自由で生活動作に特に著しい制限があるなど①②と同程度以上の障がいがある20歳以上の方

ア	1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下ゴールドマン型視野計による測定で、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下
	2. 両耳の聴力レベルが100db以上
	3. 両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がい
	4. 両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
	5. 体幹機能に座ってられない程度または立ち上がれない程度の障がい
	6. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～5と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度
	7. 精神（知的）障がい1～6と同程度以上
イ	1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下または一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下
	2. 両耳の聴力レベルが90db以上
	3. 平衡機能に極めて著しい障がい
	4. そしゃく機能を失った
	5. 音声または言語機能を失った
	6. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃または欠く
	7. 一上肢の機能に著しい障がい、一上肢のすべての指を欠く、一上肢のすべての指の機能を全廃
	8. 一下肢の機能を全廃、一下肢を大腿の1/2以上で欠く
	9. 体幹機能に歩けない程度の障がい
	10. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～9と同程度以上で、日常生活が著しく制限される程度
	11. 精神（知的）障がい1～10と同程度以上

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所

◎病院・診療所・介護老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

■手続き

①相談・認定請求書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。 《必要なもの》 ◎認定請求書・所得状況届・同意書（押印と振込口座の記入が必要） ◎医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり） ◎障害基礎年金などの受給者は、年金証書または直近の年金振込支払通知書の写し ◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例：障害者手帳）など
②支給認定	支給の可否などを決定して、市から申請者に認定通知書を交付します。

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 障害児福祉手当

■ 内容

日常生活で常時の介護が必要な20歳未満の方に支給されます。

◎支給額：月15,690円（5・8・11・2月に支給）

■ 対象者

下記のいずれかに該当する20歳未満の方

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度
3. 両上肢の機能に著しい障がい
4. 両上肢のすべての指を欠く
5. 両下肢の用の全廃
6. 両大腿の1/2以上で欠く
7. 体幹機能に座ってられない程度の障がい
8. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～7と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度
9. 精神（知的）障がい以上で上記1～8と同程度以上
10. 身体障がい・病状または精神（知的）障がい重複する場合で、1～9と同程度以上

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎障がいを理由とする公的年金を受給できる

◎障害児入所施設などに入所

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

■ 手続き

①相談・認定請求書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。 《必要なもの》 ◎認定請求書・所得状況届・同意書（押印と振込口座の記入が必要） ◎医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり） ◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例：障害者手帳）など
②支給認定	支給の可否などを決定して、市から申請者に認定通知書を交付します。

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 特別児童扶養手当

■内容

重度・中度の障がいのある 20歳未満の児童を養育する方に支給されます。

◎支給額：児童1人につき 1級 月55,350円・2級 月36,860円（4・8・12月に支給）

■対象者

下記のいずれかに該当する 20歳未満の児童を養育する方

①1級：重度の障がい（身体障害者手帳2級以上・療育手帳A程度）

②2級：中度の障がい（身体障害者手帳3級・4級の一部・療育手帳Bの一部程度）

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎対象者・対象児童が日本に住んでいない

◎対象児童が障がいを理由とする公的年金を受給できる

◎対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設などを除く）などに入所

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

■手続き

①相談・認定請求書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。 《必要なもの》 ◎認定請求書（押印が必要） ◎対象者と対象児童の関係がわかる戸籍謄（抄）本（省略のないもの） ◎医師の診断書（内部障がい除く身体障害者手帳3級以上・下肢4級の一部・療育手帳Aを持つ児童は身体障害者手帳・療育手帳の写しで代用できる場合あり） ◎口座申出書（振込口座の記入が必要） ◎振込口座の写し（口座番号・口座名義がわかる箇所） ◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など
②支給認定	京都府が支給の可否などを決定して、市から請求者に認定通知書を交付します。

※毎年1回の所得状況届など、他に必要な手続きもあります。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(4) 児童扶養手当

■内容

ひとり親家庭（父または母に重度の障がいのある場合を含む）及び両親のいない家庭で、児童を養育する方に支給されます。

◎支給額：児童1人 月10,740～45,500円・児童2人 月16,120～56,250円
児童3人以上 1人につき月3,230～6,450円加算（奇数月（年6回）に2か月分ずつ受け取れます。）

■対象者

下記のいずれかに該当する18歳以下（対象年度の3月31日時点）または中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する方

- ①両親の離婚や父または母の死亡などによるひとり親家庭の児童
- ②父または母に重度の障がいのある児童

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ◎対象者・対象児童が日本に住んでいない、対象児童を里親に委託
- ◎対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設などを除く）などに入所
- ◎対象者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上

■手続き

①相談・認定請求書の提出	南丹市子育て支援課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。 《必要なもの》 ◎認定請求書 ◎対象者と対象児童の関係がわかる戸籍謄本（省略のないもの） ◎年金受給者証の写し（受給者・対象児童の加算の有無がわかるもの） ◎障がいのある場合は医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり） ◎口座申出書（振込口座の記入が必要） ◎振込口座の写し（口座番号・口座名義がわかる箇所） ◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など
②支給認定	支給の可否などを決定して、市から請求者に認定通知書を交付します。

※毎年1回の現況届など、他に必要の手続きもあります。

■担当窓口

南丹市こども家庭課 電話：0771-68-0028／FAX：0771-68-1166

(5) 在宅重度身体障害者介護者激励金

■ 内容

在宅の重度身体障がい者を介護している方に支給されます。

◎支給額：年60,000円

■ 対象者

市民税非課税の世帯であって、寝たきりの状態が6カ月以上継続している20歳以上65歳未満の重度身体障がい者と同居し、常時直接介護している親族など

※下記のいずれかに該当する方は、激励金を受給できません。

◎8月1日または2月1日時点で、障がい者が施設に入所または3カ月を超えて入院

◎8月1日または2月1日時点で、障がい者・介護者が6カ月以内に南丹市に転入

■ 手続き

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書（民生委員の証明が必要） ◎課税情報などの照会に関する同意書（押印が必要） ◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）
② 支給決定	支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(6) 心身障害児者年金

■ 内容

心身障がいで日常生活に著しい制限がある20歳未満の方の扶養者に支給されます。

◎支給額：年20,000円

■ 対象者

市民税非課税の世帯であって、4月1日時点で南丹市に3年以上居住する20歳未満の方のうち、下記のいずれかに該当する方の扶養者

- ①身体障害者手帳2級以上・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳2級以上を持つ方
- ②障がいにより日常生活を著しく制限されている方または介護の必要がある方
- ③特別支援学級・特別支援学校に在籍する方

※①②③のいずれかに該当する20歳未満の方が養護施設などに入所している場合、扶養者が南丹市に3年以上居住していれば対象となります。

■ 手続き

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎課税情報などの照会に関する同意書（押印が必要） ◎対象者「①」は障害者手帳の写し ◎対象者「②」は医師の診断書 ◎対象者「③」は学生証など学籍を証明できる書類 ◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）
② 支給決定	支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(7) 障害基礎年金（国民年金）

■ 内容

病気やけがで障がいが残った方や、障がいのある 20 歳以上の方に支給されます。

■ 要件

- ① 保険料の納付要件を満たしていること
- ② 国民年金に加入している期間、20 歳未満または 60 歳以上 65 歳未満の国内に住んでいる期間に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、はじめて医師等の診療を受けた日）があること
- ③ 下記の障害等級に該当すること

《年金の障害等級表》 ※ 障害者手帳の等級とは異なります。

1 級	● 両眼：視力がそれぞれ 0.03 以下 ● 両耳：聴力レベル 100db 以上 ● 両上肢：機能に著しい障がい、すべての指を欠く（その機能に著しい障がい） ● 両下肢：機能に著しい障がい、足関節以上で欠く ● 体幹機能：座ってられない程度または立ち上がれない程度の障がい ● 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が前各号と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度 ● 精神（知的）障がい、または身体障がい ● 病状と精神（知的）障がい重複する場合で、前各号と同程度以上
2 級	● 両眼：視力がそれぞれ 0.07 以下 ● 両耳：聴力レベル 90db 以上 ● 平衡機能に著しい障害 ● そしゃく機能を欠く ● 音声または言語機能に著しい障がい ● 両上肢のおや指とひとさし指または中指を欠く（その機能に著しい障がい） ● 一上肢：機能に著しい障がい、すべての指を欠く（その機能に著しい障がい） ● 両下肢：すべての指を欠く ● 一下肢：機能に著しい障がい、足関節以上で欠く ● 体幹機能：歩けない程度の障がい ● 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が前各号と同程度以上で、日常生活が著しく制限される程度 ● 精神（知的）障がい、または身体障がい（病状）と精神（知的）障がい重複する場合で、前各号と同程度以上

■ねんきんがく 年金額

◎しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

1級 年1,020,000円 2級 年816,000円 (4・6・8・10・12・2月に支給)

◎ねんきんせいかつしやし えんきゆうふきん 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

1級 年79,656円 2級 年63,720円

◎こ か きん 子の加算

対象者が生計を維持する18歳以下(対象年度の3月31日時点)の子・20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子がいる場合、次の額が加算されます。

子1人につき 2人まで 年234,800円・3人目から 年78,300円

■てつぎ 手続き

①そうだん ねんきんさいていせいきゆうしよ ていしゅつ 相談・年金裁定請求書の提出

京都西年金事務所または南丹市市民課・各支所に相談(注1)のうえ、年金裁定請求書および年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

(注1)南丹市市民課・各支所への相談は予約制です。予約の無い場合は、後日の相談になります。

(注2)毎月第4火曜日(午後1時から午後4時)に社会保険労務士による無料障害年金相談会(厚生・共済年金を除く)を実施しています。(要予約・担当窓口 南丹市市民課)

ひつよう 必要なもの

※請求される方によって異なります

- ねんきんさいていせいきゆうしよ
年金裁定請求書
- ねんきんせいかつしやし えんきゆうふきんさいていせいきゆうしよ
年金生活者支援給付金請求書
- い し しんだんしよ
医師の診断書
- びょうれき しゅうろうじょうきょうとうもうしたてしよ
病歴・就労状況等申立書
- ふりこみこうざ うつ
振込口座の写し
- まいなまばのわかるもの など

②しきゆうけつてい 支給決定

日本年金機構が支給の可否などを決定して、日本年金機構から申請者に年金決定通知書と、対象となる場合は年金証書が交付されます。

■たんとうまどぐち 担当窓口

京都西年金事務所 電話:075-323-1170/FAX:075-314-8638

南丹市市民課 電話:0771-68-0011/FAX:0771-63-0653

※国民年金以外に厚生年金にも障害年金の制度があります。

担当窓口：厚生年金＝京都西年金事務所 電話：075-323-1170

◎担当窓口：なお、共済年金加入者は、各共済組合におたずねください。

(8) 年金生活者支援給付金

■ 内容

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

◎支給額：障害基礎年金が1級の方：6,638円（月額）

障害基礎年金が2級の方：5,310円（月額）

■ 対象者

障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（注1）」以下の方。

（注1）同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

■ 手続き

① 請求書の提出	障害基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて年金生活者支援給付金の請求書を提出してください。
----------	--

■ 担当窓口

給付金専用ダイヤル 電話：0570-05-4092（ナビダイヤル）

※050で始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-5539-2216

京都西年金事務所 電話：075-323-1170

(9) 心身障害者扶養共済制度

■内容

障がいのある方の保護者が毎月掛金を納めれば、保護者が死亡または加入日以降に重度障がいになったとき、障がいのある方の生存中に年金が支給されます。

◎掛金支払額：年齢は加入年度4月1日時点の保護者の年齢・掛金は1口の月額

年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※世帯の収入状況によっては、申請により掛金が減免される場合があります。

◎年金支給額：1口 月20,000円（障がいのある方1人につき2口まで加入可能）

※1年以上加入後に障がいのある方が保護者より先に死亡したときは弔慰金が、5年以上加入後にこの制度から脱退したときは脱退一時金が支給されます。

■対象者

加入年度4月1日時点で65歳未満であって、特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態にあり、下記のいずれかに該当する方を扶養する保護者

- ①療育手帳を持つ方
- ②身体障害者手帳3級以上を持つ方
- ③永続的な障がいとその程度が①または②と同程度の方

■手続き

①相談・申込書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申込書を提出してください。 《必要なもの》 ◎加入等申込書・申込者告知書（押印が必要） ◎住民票記載事項証明書（保護者と障がいのある方の分） ◎障害者手帳・年金証書など障がいを証明できる書類など
②支給決定	福祉医療機構が加入の可否などを決定して、市から申込者に決定通知書と、対象となる場合は加入証書を交付します。

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

■担当窓口

京都府障害者支援課 電話：075-414-4599／FAX：075-414-4597

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166